

時短要請協力金など県や国の支援を受けられない方へ!

大分県が要請した外出自粛要請等の影響で売上げが減少した事業者に対して

市独自の支援金を給付します!

令和3年5月から6月にかけて、新型コロナウイルスの感染拡大防止として、大分県が要請した外出自粛要請等の影響で、売上が一定以上減少した市内の小規模事業者の方を対象に、事業全般に使える返済不要な支援金を給付いたします。この支援金は使途の制限はありません。

【支給要件】

- ①新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年5月または令和3年6月のいずれか1か月の売上げが、前年または前々年同期比で20%以上減少していること。
- ②「大分県時短要請協力金」の給付を受けていないこと
- ③「大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金」の給付を受けていないこと
- ④「月次支援金」(国)の5月分、6月分の給付を受けていないこと

※ただし、5月分または6月分のいずれか一方の給付を受けている場合は、一部対象になる場合もあります。

【支給額】

5万円(上限額)

【計算方法】

$(\text{令和元年または令和2年の5月と6月の合計売上}) - (\text{令和3年の対象月(5月または6月)の売上} \times 2)$

※前年または前々年同期との比較ができない場合は、令和3年5月または令和3年6月のいずれか1か月の売上高を基準とし、大分県営業時間短縮要請の月を除く直近3か月間の合計売上高の1か月平均と比較する。

【支給対象】 下記の①～⑤のすべてに該当する方

- ①従業員の数が20名以下(商業またはサービス業の場合は5名以下)
- ②令和3年4月30日以前から市内において事業を営んでいること
- ③今後も事業を継続する意思があること
- ④市税等を滞納していないこと
- ⑤暴力団員でないこと。

暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと

※ご不明な点がある場合はお気軽にお問い合わせください。

【申請方法】 市に、下記の①～④の書類を提出してください

- ①交付申請書兼同意書(第1号様式) ②計算書(第2号様式)
- ③計算書に記入した売上を確認できる資料(例：試算表、売上台帳・・・など)
- ④交付請求書(第4号様式)

【申請先】 農業・漁業・林業の方 農林水産課
それ以外の事業者の方 商工観光・定住推進課

【申請期間】 令和3年8月11日(水)～令和3年10月29日(金)

【提出先・問い合わせ先】

〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

津久見市役所 商工観光・定住推進課
農林水産課

TEL: 0972-82-9542
TEL: 0972-82-9514